

社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資のお知らせ

社会福祉法人に対する「合併等の際に必要な経営資金」「経営不振状態の法人に対する経営資金」に加え、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」について、通常の経営資金より優遇した条件で融資しております。

【ご利用例】

- ・社会福祉法人が合併したことにより事業が拡大した際の初期費用等
- ・会計監査人の導入費用、調査費用等

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	0.502% ※1	0.802%
償還期間	8年以内	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内
融資率	90%	70~80%
担保	原則必要	原則必要
保証人	保証人不要制度または個人保証	保証人不要制度 または個人保証

※ 令和2年3月2日改定

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>